

公平委員会事務局

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 公平委員会事務局 |
| 3 事前調査期間 | 平成23年6月 6日 |
| 4 監査期間 | 平成23年7月 7日 |
| 5 監査対象年度 | 平成22年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点を置いて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

公平委員会事務局の主な業務内容及び職員数（平成23年5月1日現在）は、次のとおりである。

職員の勤務条件に関する措置の要求の審査・判定・必要な措置、職員に対する不利益処分不服申し立てに対する裁決・決定に関する業務等を所掌する。（兼務職員4名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、原課契約工事の執行状況、効率性改善への取組状況、各種委員会等の活動状況、負担金の執行状況及び業務棚卸表の妥当性について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、注意、是正、改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、是正、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、是正、改善等の措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

特になし

2 意見

(1) 負担金について

三重県公平委員会連合会等の負担金について、会費収入を上回る繰越金があった。各市町の負担金が有効に活用されるよう負担金の見直しを総会等の場で働きかけること。【改善事項】